

関川村 農地(田)賃借料情報

関川村農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第 52 条に基づき農地の賃借料を公表しています。

農地の賃借料を決定する際の目安としてご活用ください。

なお、公表額は、平成 29 年中に契約が交わされた賃借料から求めたものであり、拘束力はなく、参考として提供するものです。

実際に賃借料を決定する際は、両者でよく協議し、決定してください。

※ 転作を加味して契約したものは、転作率を引いた状態で算定しています。

※ 土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約もあります。

※ 平均に比べ著しく低額、または高額な取引（平均±7割を超えるもの）は除いています。

※ 金納については、100 円未満を四捨五入してあります。

(10a あたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	最多	データ数
両 関 四ヶ字	金 納	12,700 円	20,200 円	5,000 円	15,000 円	88 筆
	物 納	50 kg	76 kg	37 kg	56 kg	149 筆
霧 出	金 納	11,000 円	18,000 円	6,200 円	9,400 円	52 筆
	物 納	48 kg	75 kg	16 kg	39 Kg	253 筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金 納	8,000 円	12,000 円	7,500 円	7,800 円	195 筆
	物 納	39 kg	60 kg	19 kg	56 kg	61 筆
湯 沢 川 北	金 納	14,600 円	20,000 円	8,900 円	15,000 円	35 筆
	物 納	58 kg	90 kg	37 kg	60 kg	161 筆
女 川	金 納	10,100 円	15,900 円	6,200 円	9,900 円	139 筆
	物 納	54 kg	90 kg	30 kg	37 kg	146 筆

【契約期間中の方へ】

平成 29 年度をもって、国の生産数量目標の配分が廃止となりました。

現在、転作を加味する契約としている場合、平成 30 年度以降の賃借料について転作率が発生しないため、実質、支払う賃借料が増えるものと思われます。

契約期間内に、減反率などの賃借料を見直し、変更することは届出により可能です。

契約内容を変更したい場合は、その旨、農業委員会へご相談ください。

お問い合わせ先：関川村農業委員会事務局（電話 64-1447）